

臨床実習実施要領

(目的)

第1条 産業動物臨床実習を希望する獣医学生及び獣医師を受入れ、実習を通じて産業動物臨床の役割、魅力及び家畜診療センターの業務実態を理解させ、産業動物臨床獣医師確保に資することを目的とする。

(臨床実習対象者)

第2条 獣医系大学の獣医学生及び獣医師で、臨床実習を希望する者とする。（以下、臨床実習生という。）

(臨床実習内容)

第3条 家畜診療センター獣医師の指導のもと、家畜診療等業務に同行し日常診療業務を体験させるとともに、家畜共済事業への理解を深める。

(臨床実習時期及び期間)

第4条 臨床実習生の希望する期間で、なおかつ当該家畜診療センターが受け入れ可能な期間とする。

(臨床実習の申込みと受入れの手続き、傷害保険への加入)

第5条 実習を希望する者は、家畜診療課と協議し臨床実習が受入可能な場合は、様式1「臨床実習申込書」、様式2「誓約書」、「傷害保険等加入証明書」（様式任意）を実習開始日の前までに組合に提出する。

2 臨床実習受入について組合長の決裁を受けた後、様式3により、臨床実習生に通知する。

(臨床実習に要する経費)

第6条 臨床実習に要する旅費、宿泊費は予算内において組合が負担するものとする。その他の経費については臨床実習生の負担とする。

2 旅費の起算は、大学所在地または現住所地とし、次の金額を上限として実費を助成する。

北海道地区：5万円 東北地区：2万円 関東地区：3万円

中部・近畿・中国・四国地区：5万円 九州地区：8万円

(臨床実習期間中の事故)

第7条 臨床実習期間中の自動車事故、その他の不慮の事故について本組合はその発生防止に努めるものとするが、万一事故が発生した場合はその責を負わないものとする。

(臨床実習生の遵守すべき事項)

第8条 臨床実習生の都合による臨床実習の中止、家畜診療センター及び実習期間の変更は

原則として認めない。

- 2 白衣、長靴、聴診器、その他日常衣服、印鑑、日用品程度は携行すること。ただし、家畜衛生上の理由で携行を制限する場合は、本組合で往診同行に必要なものを準備する。
- 3 臨床実習生が故意又は重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、臨床実習生が弁済の責を負うものとする。
- 4 臨床実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、規律が乱れる時は臨床実習を中止させることができる。
- 5 臨床実習日前の 10 日間以内に海外から帰国した獣医学生の臨床実習への参加は原則として認めない。
- 6 実習生は、研修で知り得たN O S A I 、家畜診療所、農家等の機密に属する事項及び個人情報について、研修期間中及び研修終了後においても一切これを漏えいしてはならない。このような事実が発生した場合は法的な措置をとる場合がある。
- 7 研修期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画の撮影は、家畜診療センター担当者や動物飼育者等の許可を得て行ってください。また、撮影の許可を得た写真や動画であっても、ホームページ、ブログ、S N S (Facebook, Twitter, Line 等)、共有サイト等に掲載することは、これを一切禁止する。

(臨床実習終了後)

第 9 条 臨床実習を終了した者は、様式 4 のアンケートに記入の上、当該家畜診療センター所長に提出するものとする。

(実習生の個人情報保護)

第 10 条 N O S A I 福島は、申込書等の提出資料はすべて厳重に管理・保管し、臨床実習及び獣医師職員募集以外の目的には使用しない。

附 則

第 11 条 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。